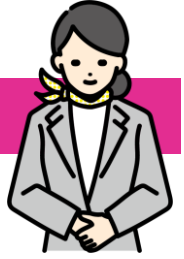


2024年4月1日の職業安定法施行規則改正に伴い、当社から継続的にご就業いただける通算雇用期間は、「原則3年、雇用安定措置等により通算3年を超える場合は、通算5年を迎える日まで」となります。新たなお仕事へご応募頂く際にはご自身の通算雇用期間をご確認の上、ご応募いただけますようお願いいたします。



## 通算雇用期間とは

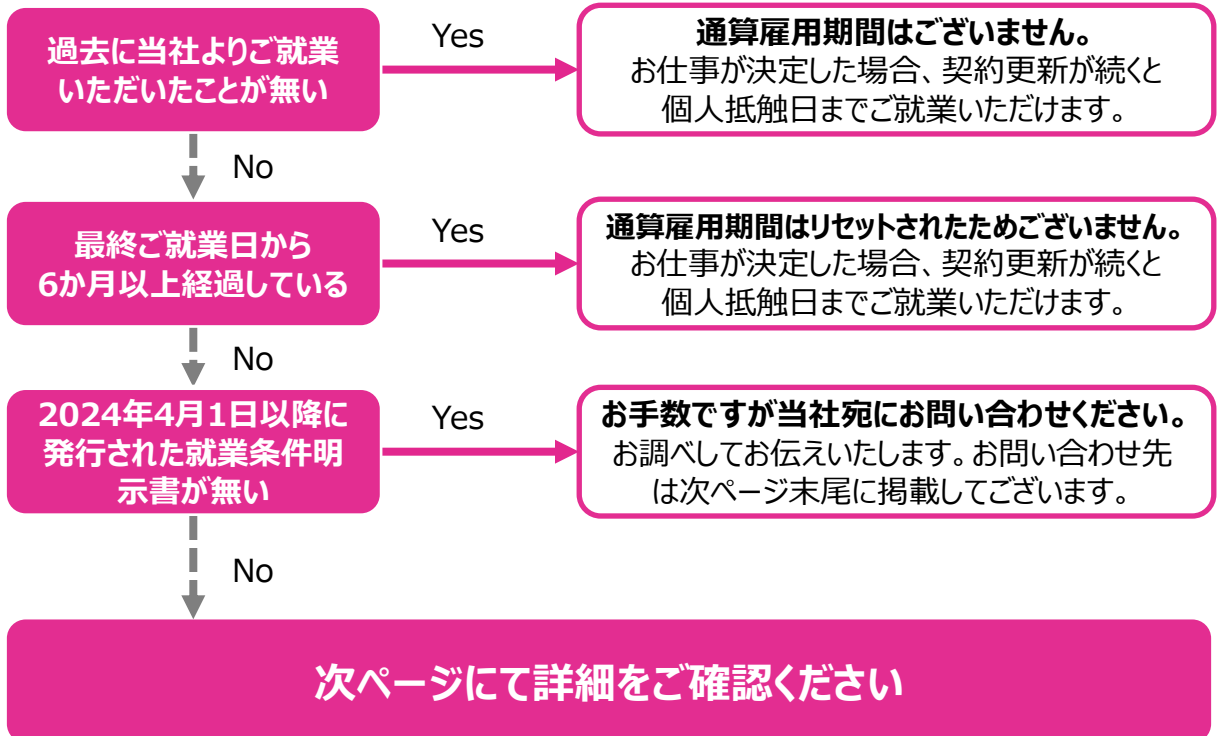
当社と派遣スタッフの方との間で締結される雇用契約期間の合計です。派遣契約の特性上、契約が繰り返し更新されますが、ご契約期間すべての合算です。ご就業先の変更等によりご契約のない期間がある場合、無契約期間は加算しません。

**例** 通算雇用期間 = A社にて1年4か月 + B社にて2か月 = **1年6か月**



※ご契約の無い期間が、それ以前の通算雇用期間に応じて一定程度以上となる場合、通算雇用期間はリセットされます。これをクーリングと言います。クーリングについては次ページをご参照ください。

## 通算雇用期間の確認チャート



## 通算雇用期間のご確認方法



ご確認される際には **最新の雇用契約書兼就業条件明示書** をご参照ください。

2024年4月1日以降に発行される雇用契約書兼就業条件明示書には、2ページ目に「労働契約更新上限」欄がございます。

労働契約更新上限	通算契約期間 ●年まで（本契約終了日時点の通算 ●年●ヶ月） 労働契約の更新上限は、上記個人単位の期間制限の抵触日とは異なり当社との雇用契約（複数派遣先での就業）の通算上限期間。あくまで上限期間であり、当社との雇用契約継続を上限期間まで保証するものではない。 ※更新上限の通算3年を迎えた時点で個人単位の抵触日を迎えていない場合で、かつ、派遣先が決定している場合に限り、最大で通算5年まで更新上限が延長される場合が有り得る。
----------	---

本契約終了日時点の通算 ●年●ヶ月 と記載されており、1ページ目の派遣期間終了日時点の通算年月が表示されております。

### 現在ご契約期間中の場合

通算雇用期間は雇用契約書兼就業条件明示書へ記載されている通算年月の通りです。お仕事が決定した場合、通算5年を迎える日まで当社よりご就業いただけます。

### 現在はご契約がない場合

通算雇用期間がクーリング対象かご確認ください。

雇用契約書兼就業条件明示書へ記載されている通算年月と、同書の派遣契約終了日から本日までの期間が以下に該当する場合は、リセットされます。

### クーリング（雇用通算期間リセット）対象

雇用契約書兼就業条件明示書へ記載されている通算年月	雇用契約書兼就業条件明示書の派遣契約終了日から本日まで
2か月以下	1か月以上
2か月超～4か月以下	2か月以上
4か月超～6か月以下	3か月以上
6か月超～8か月以下	4か月以上
8か月超～10か月以下	5か月以上
10か月超	6か月以上

リセットされた場合、通算雇用期間はございません。

お仕事が決定した際は、契約更新が続くと個人抵触日までご就業いただけます。

クーリングに該当しない場合、お仕事が決定した際は通算5年を迎える日まで当社よりご就業いただけます。

✉ 本件に関するお問合せ：ビースタイルスマートキャリア UXパワーアップセンター  
MAIL：ux-pu@b-style.net